

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

小学六年生の時、叔母から回すと芯が出てくる水色のシャープペンシルをプレゼントされました。あまりに嬉しくて本気で勉強しようと思ったほどです。そのシャープが大変な苦境と向き合っています。変化の激しい時代に、過去の成功体験を否定する経営判断と、誤った「選択と集中」をした場合の引き際の判断がいかに難しいかを考えさせられます。トップは変化を読み、変化に対応する柔軟性が求められます。

JALが再上場を果たしました。現場を知らない官僚主義が蔓延し、企業経営の原点を忘れていたようです。

私の書棚より

- 経営理念とは、毎日毎日の経営現場における厳しい追及が行われていて初めて生きてくるのであって、トップの現場への精通なくして理念や社風が先行しても意味がないのです。
- 企業を発展させるものは創造しかないと考えています。すなわち「新しい需要を創造する」「新しい市場を創造する」「新しい技術を創造する」「新しい商品を創造する」がそれです。

「こうして会社を強くする」
稲盛和夫著 PHP ビジネス新書

税務アンテナ

□法人税法では、売上や仕入、経費、その他の収支については、原則として事業年度終了の時までのすべての取引を計上して決算書を作成して確定申告がされるべきものとされています。ただし、売上や仕入は、月末より少し前に請求金額を締め切って手方に請求する商習慣があることから、原則的な方法で計上すると、締め切り後の数日の取引を集計しなければならず、事務作業が煩雑になります。このため、通達において、決算締切日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認めることとしています。

□相続時精算課税とは、2,500万円までの特別控除額を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて、贈与税を算出しますが、贈与者は相続時にその贈与財産を相続財産に加算して相続税を算出し、既に納付した贈与税を控除した額を納付すべき相続税とする制度です。

この制度を選択した場合には、その贈与者からの贈与については、110万円の基礎控除の規定は適用できませんので、その金額の多寡に係わらず、すべての贈与について贈与税の申告をしなければなりません。また、この制度を選択した後の贈与財産は、すべて相続財産に加算されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務スケジュール

10日	○9月分の源泉所得税の納付
31日	○8月決算法人の確定申告 ○24年2月決算法人の中間申告(予定申告) ○11月、25年2月、5月決算法人の消費税中間申告

31日	○10月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『人生は心一つの置き所』by 中村天風